

令和5年3月24日告示第3号

令和5年8月30日改定

小値賀町立学校における働き方改革

第2期アクションプラン

第1期 令和2年度～令和4年度

第2期 令和5年度～令和7年度

令和5年3月



小値賀町教育委員会

目次

はじめに	- 1 -
1 アクションプランの性格	- 2 -
2 取組の方向性.....	- 2 -
3 教育委員会及び学校の役割.....	- 2 -
(1) 教育委員会の役割	- 2 -
(2) 学校の役割	- 2 -
4 小値賀町立学校の現状とこれまでの取組み	- 3 -
(1) 現状.....	- 3 -
(2) これまでの取組み	- 3 -
5 アクションプラン（第2期）の期間.....	- 4 -
6 アクションプラン（第2期）が目指す目標	- 4 -
7 推進体制.....	- 4 -
8 取組の検証	- 5 -
9 第2期アクションプランの具体的な取組内容.....	- 5 -
Action1 勤務時間管理の徹底と勤務時間・健康管理を意識した働き方の推進.....	- 5 -
Action2 学校及び教師が担う業務の明確化・適正化	- 6 -
Action3 教育委員会による学校サポート体制の充実	- 7 -



小値賀町マスコットキャラクター

『ちかまるくん』と『はなちゃん』

はじめに

日々教員は、児童・生徒一人ひとりに対し、情熱や使命感を持って接し、学習指導のみならず、児童・生徒指導等の面でも重要な役割を担い、様々な場面において、児童・生徒の状況を総合的に把握し、指導を行っています。こうした教員の献身的な努力により、質の高い教育が維持されてきました。



一方で、社会や経済の変化により、子ども達や家庭、地域が変容し、学校環境にも影響が進み、学校が抱える問題は、生活指導上の課題をはじめ、特別な支援を要する児童・生徒の増加等、これまで以上に複雑化・多様化しています。さらに、部活動、保護者や地域との連携等、学校や教員に対する期待は高まるばかりです。

加えて、学習指導要領の改訂により、新たな指導教科や年間授業時数が増加し、より一層、授業準備の充実や自己研さんが不可欠となっており、こうした状況は、教員個々の献身的な活動を礎とした教育現場において、長時間労働という形で表れています。

これらのことを背景に、現在、我が国の学校教育が挙げてきた大きな蓄積と高い教育効果を持続可能なものとし、新学習指導要領を円滑に実施していくため、「学校における働き方改革」が進められており、文部科学省より平成31年1月25日には『公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン』が、また令和2年1月17日には、『公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針』（以下「指針」という。）が示されたところで

本教育委員会は、国県と一体となって働き方改革を進めるため、指針に則り『小値賀町立学校の教師の勤務時間の上限に関する方針』（以下「方針」という。）を策定しました。『小値賀町立学校における働き方改革アクションプラン』（以下「アクションプラン」という。）は、本方針を実現するために、学校における業務の削減や勤務環境の整備を進めるための具体的な取組みを示したものです。

学校における働き方改革を推進するためには、保護者や地域の皆様のご理解とご協力が必要不可欠です。本アクションプランを基に、学校、家庭、地域、行政が連携して働き方改革に努めて参りたく存じます。ご理解・ご協力を賜りますようどうぞよろしくお願いいたします。

1 アクションプランの性格

- 本アクションプランは、全ての町立学校が働き方改革を進めるため、教育委員会が策定し、学校等の取組を促すものです。
- 本アクションプランについては、今後の国の動向や学校等における取組状況などを見極めながら、必要に応じて適宜見直しを行います。

2 取組の方向性

- これまでの働き方を見直し、教員が業務の質を高めるとともに、日々の生活や教職員人生を豊かにすることで、自らの専門性や人間性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行い教育の質を高めるといふ、働き方改革の目指す理念を共有しながら、取組を実行します。
- 「学校における働き方改革」は、学校はもとより、国、地方公共団体、更には家庭、地域等を含めた全ての関係者がそれぞれの立場で、学校種による勤務態様の違いや、毎日子どもと向き合う教員という仕事の特性も考慮しつつ、その解決に向けて取り組んでいくことが重要です。

3 教育委員会及び学校の役割

(1) 教育委員会の役割

- 教育委員会は、小値賀町における働き方改革を進めるため、地域の実情に応じた取組を主体的に実施するとともに、学校等の取組を行うための支援を実施します。
- 教育委員会は、時間外勤務縮減に係る各学校の取組について適切に把握するとともに、その進行管理や指導助言に努めるものとします。

(2) 学校の役割

- 学校長は、時間外勤務の縮減に向け、日頃から教員の勤務状況や校務の進捗状況を把握し、教員の健康管理、校務分掌の見直しによる業務処理体制の改善等に努めるものとします。
- 学校長は、本アクションプランに基づき行った取組を整理し、教育委員会に報告するとともに、人事異動時に確実に引継ぎ続けるものとします。



4 小値賀町立学校の現状とこれまでの取組み

(1) 現状

	年 度	小値賀小学校	大島分校	小値賀中学校
就業時間以外の勤務時間が1か月で45時間を超える教員の割合	令和元年度	25.0%	20.0%	25.0%
	令和2年度	22.9%	18.3%	50.8%
	令和3年度	23.6%	4.1%	27.2%
就業時間以外の勤務時間が1か月で80時間を超える教員の割合	令和元年度	0.0%	0.0%	8.3%
	令和2年度	1.4%	0.0%	33.8%
	令和3年度	0.0%	0.0%	3.3%
年 次 有 給 休 暇 平 均 取 得 日 数	平成30年度	14.5日(基準)	15.3日(基準)	15.0日(基準)
	令和元年度	13.0日	15.0日	14.1日
	令和2年度	10.0日	12.1日	10.3日
	令和3年度	14.9日	14.0日	12.8日

朱書きは前年度と比較し横ばい若しくは改善された項目

(2) これまでの取組み

NO	項 目	内 容
1	統合型校務支援システム（長崎県推奨システム）の導入 [令和元年度]	県が推奨し県内の全公立義務教育学校の導入を目指している、「統合型校務支援システム」を令和元年度に県内で初めて導入した。これにより通知表や指導要録作成等の校務機能の他、掲示板や回覧板等のグループウェア機能が1つに統合された。 今後導入する自治体・学校が増加しシステムの統一化が進むことで、人事異動に影響されない更なる効率的な校務が可能となる。
2	部活動ガイドラインを踏まえた適切な活動時間・休養日の設定 [令和元年度]	部活動ガイドラインを遵守するとともに、中学校においては顧問2人制を活用した当番制を導入した。また週あたり2日（平日1日、休日1日）の休養日を設けた。
3	タイムカードなどにより勤務時間を客観的に把握・集計 [令和元年度]	令和元年度に「出退勤管理システム」を導入し、勤務状況を適正に把握し、勤務時間の管理を徹底した。
4	登校時刻の見直し [令和2年度]	保護者の理解・協力のもと、児童生徒の登校時刻が始業時刻30分前の7時30分以降となるよう努め、教員の早期出勤を是正した。
5	学校閉庁日の設定 [令和元年度]	夏季休業期間中に、学校閉庁期間を連続6日間以上に設定する。また、学校閉庁期間の部活動は原則禁止とする。
6	小中高一貫教育に係る取組の改善 [令和4年度]	取組みの効果検証を実施し、効果が認められないものについては他の取組みを検討するなど、スクラップ・アンド・ビルドによる改善を図った。 ▶新たな取組み： 新設予定の合同行事として「小値賀学」（民泊体験）を公民館事業と連携して取り組み、小中高合同持久走大会を新たに実施した。 教科部会については、中高教科部会と小学校部会を分けて取り組んだことにより業務負担減に繋がった。 ▶合同行事の精選： 「アジカまぼこづくり」は中学校の負担軽減のため、小学校3年生のみの行事に。「English Day(中期)」

		については、合同授業を年5回実施することで目的を達成できるため廃止。(令和5年度～)
7	学校の教職員の在校等時間の上限等に関する方針の規則への反映〔令和元年度〕	令和2年3月23日教育委員会規則第10号「小値賀町立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」において反映済み。

5 アクションプラン（第2期）の期間

令和5年度から令和7年度までの3年間とします。

6 アクションプラン（第2期）が目指す目標

本計画に掲げる取組の成果の検証を行いながら着実に進めるため、目標を次のとおり設定し、早期実現を図ります。

- (1) 勤務時間が『小値賀町立学校の教師の勤務時間の上限に関する方針※1』を超えて勤務する教員を全町立学校でゼロにする。
- (2) 毎週水曜日の定時退勤日を全町立学校で原則100%実施する。
- (3) 年次有給休暇の取得日数10日未満の教員を原則ゼロにする。

※1 方針では、就業時間以外の勤務時間の上限の原則を次のとおりとしています。

●基本事項

- ・1か月で45時間を超えないようにすること。
- ・1年間で360時間を超えないようにすること。

●特例

児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合は次のとおり

- ・1年間で720時間を超えないようにすること。
- ・この場合、1か月で45時間を超える月は、1年間に6月までとすること。
- ・また、1か月で100時間未満であるとともに、
- ・連続する複数月（2か月、3か月、4か月、5か月、6か月）のそれぞれの期間について、各月の平均が、80時間を超えないようにすること。

7 推進体制

教育長、教育次長、各校の校長・教頭・教務主任・PTA会長、コミュニティ・スクール会長・地域コーディネーター等で構成する「働き方改革推進委員会」を令和2年2月に設置しており、本アクションプランに基づき、継続して推進を図っていきます。

8 取組の検証

「働き方改革推進委員会」を年に1回以上開催し、学校における取組の進捗状況を検証し、改善を進めます。

9 第2期アクションプランの具体的な取組

Action1 勤務時間管理の徹底と勤務時間・健康管理を意識した働き方の推進

No	項目	内容
1	タイムカードなどにより勤務時間を客観的に把握・集計 [令和元年度～]	導入済みの出退勤管理システムにより、勤務状況を適正に把握し、勤務時間の管理を徹底します。
2	毎週水曜日の定時退勤日の原則100%実施 [平成29年度～]	毎週水曜日の定時退勤日を継続し習慣化します。ただし、大島分校に町営船「はまゆう」で通勤している教員は対象外とします。
3	登校時刻の見直し [令和2年度～]	保護者の理解・協力のもと、児童生徒の登校時刻が始業時刻30分前の7時30分以降となるよう努め、教員の早期出勤を抑制します。
4	部活動ガイドラインを踏まえた適切な活動時間・休養日の設定 [令和元年度～]	部活動ガイドラインを遵守するとともに、中学校においては顧問2人制を活用した当番制を継続します。また、部活動遠征に参加する大会等の選択について吟味し、保護者の理解のもと協力体制等について検討します。
5	学校閉庁日の設定等による休養日の確保 [令和元年度～]	教職員の疲労や心理的負担が過度に蓄積することがないよう、有給休暇の取得を促進し、週休日や休日に確実に休養をとるよう推進します。 また、夏季休業期間中に、学校閉庁期間を連続6日間以上に設定します。なお、学校閉庁期間の部活動は原則禁止とします。
6	校舎の開錠、施錠時間の設定について [令和5年度]	校舎は原則7時以降に開錠し、施錠は20時までに行うこととします。(休業日は除く。)
7	教職員の出張復命について [令和5年度]	教職員の出張復命については、簡易なものについては原則校長への口頭報告とします。
8	会議の時間設定について [令和5年度]	教職員が出席する会議は、16:30までに終わらせることを目標とします。ただし、急を要する会議又は16:30以降でなければ出席者が揃わない会議を除きます。

Action2 学校及び教師が担う業務の明確化・適正化

No	項目	内容
1	不要な業務の洗い出しと廃止 [令和2年度～]	これまで行ってきた業務で、役割を終えたもの、時代に合わないものなどを洗い出し、不要なものは廃止するなど業務の適正化を実施します。
2	小中高一貫教育に係る取組の改善 [令和2年度～]	取組の効果検証を実施し、効果が認められないものについては他の取組を検討するなど、スクラップ・アンド・ビルドによる改善を図ります。また、小中高一貫教育研修と他の校内研修とのバランスをとるよう努めます。
3	学校徴収金の徴収・管理 [令和5年度～]	令和5年度から学校給食の公会計化に取り組むことで、教員の給食費徴収や食材費の支払いなどの負担を無くします。また、その他の徴収金についても教員が徴収しない体制を構築します。
4	コミュニティ・スクールとの連携 [令和元年度～]	コミュニティ・スクールと連携し、野菜作りや木工等の専門分野で町民をゲストティーチャーとしての授業参画を推進し、授業内容の質の向上に努めます。
5	学校・教師が担う業務に係る3分類の明確化 [令和5年度～]	「学校・教師が担う業務に係る3分類※」のうち、保護者や地域住民等の理解と協力を得る必要がある取組みについて、学校運営協議会等において議題解決に向けた検討を実施します。

※「学校・教師が担う業務に係る3分類」

(令和5年2月3日付 各都道府県・指定都市教育委員会教育長宛 文部科学省初等中等教育局財務課長・初等中等教育企画課長通知)

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
①登下校に関する対応 ②放課後から夜間における見回り、児童生徒が補導された時の対応 ③学校徴収金の徴収・管理 ④地域ボランティアとの連絡調整 ※その業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき。	⑤調査・統計等への回答（事務職員等） ⑥児童生徒の休み時間における対応（輪番、地域ボランティア等） ⑦校内清掃（輪番、地域ボランティア等） ⑧部活動（部活動指導員） ※部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置。多くの教師が顧問を担わざるを得ない実態。	⑨給食時の対応（学級担任と栄養教諭等との連携等） ⑩授業準備（補助的業務へのサポートスタッフの参画等） ⑪学習評価や成績処理（補助的業務へのサポートスタッフの参画等） ⑫学校行事の準備・運営（事務職員等との連携・一部外部委託等） ⑬進路指導（事務職員や外部人材との連携・協力等） ⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応（専門スタッフとの連携・協力等）

Action3 教育委員会による学校サポート体制の充実

No	項目	内容
1	各種支援員の配置 [令和4年度~]	学校の課題分野に支援員を配置し、教員の過度の業務負担の軽減に努めます。
2	メンタルヘルス対策の推進 [令和元年度~]	学校職員のメンタルヘルス対策を推進するため、1年に1回以上のストレスチェックを実施するとともに相談体制の充実を図ります。
3	ICT機器の活用支援体制整備 [令和3年度~]	ICT支援員を設置し業務の効率化に取組み、勤務時間の削減と情報モラルの向上に繋がります。
4	中学校部活動の地域移行 [令和4年度~]	社会人スポーツクラブ及び文化クラブとの連携を強化し、休日の部活動については令和6年度を目標に地域移行するほか、平日を含む全ての部活動を早期に地域移行し、教員の負担軽減を図ります。
5	保護者・地域への周知と理解促進 [令和5年度~]	本プランについて、町ホームページへの掲載等により広く周知するとともに、保護者・地域向けのリーフレット等を作成することで働き方改革の目的や取組への理解を図ります。